

平成 23 年 12 月 19 日

〒110-0015

東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 3F 電話 : 03-3835-2110

ヒューマンライツ・ナウ事務局 御中

安全・安心アクション IN 郡山

代表 野口 時子

副代表 根本 淑栄

東京電力福島第一原子力発電所事故後の郡山市の現状について（報告・要望）

謹啓 師走の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先ずは、突然にお手紙を差し上げますご無礼を何卒ご容赦下さい。

さて、私たちが住んでいる郡山市には、安全な食品や生活環境の下で、夢を抱いて子どもを育てながら生活できる安全・安心の確保が急務です。

そのため、郡山市に居住する乳幼児や小中高校生の保護者が多数を占める当会は、様々な人々とネットワークを構築し、多様な分野の関係者の協力や支援を得ながら安全・安心の確保のための活動を展開しています。しかし、如何せん、設立間もない会であり、微力でもあり、行政機関への要望・意見・提言等が中々受け入れてもらえないのが現実で、困惑しています。

そこで、郡山市の行政や議会の説明責任の放棄及び情報の隠蔽により生じている「生存権」や「知る権利」の侵害事案について、貴会にご報告申し上げ、当会の活動をご理解いただき、その上で、ご協力・ご支援賜れば幸甚に存じます。

◎ 第 1 郡山市で行われている除染について

1 除染についての当会の見解

- 1) 低線量被ばくによる健康被害については、専門家の間でも意見に相違をみており、また、安全な除染の方法については未だ確率されていないと理解しています。そのため、素人である私たちが、安全性が確立されないままで、加えて専門的な指導を受けないままで除染を行うことは、単に二次被ばくを助長するものと考えています。
- 2) 私たちは、決して除染そのものを否定するものではありませんが、子供達や、将来、妊娠・出産を控えている者そして妊娠中の者など、これ以上の被ばくを可及的に避けなけれ

ばならない人々も居住する環境の中での除染活動は非常に危険性を含んでいると考えています。

3)最近では、専門家の間でも除染の効果について疑問視され、除染の限界についても検証する必要性があるとの報道もみられます。事実、郡山市の市街地では除染により1割程度の低減率しか認めず、郡山市の放射性物質による汚染状況、除染の効果と、その安全性等を総合的に勘案すると、住民による除染には疑問を禁じえません。

2 住民間の摩擦

1)補助金交付事業（郡山市線量低減化活動支援事業）の名の下に、郡山市は地域住民（町内会）を主体とした除染活動を積極的に推奨しています。

2)本来の町内会活動は、住民の自主性に委ねられるべきものであるにも関わらず、一部の町内会では、地域の除染活動への参加を強制しています。そのため、将来、妊娠・出産を控えている者までもが除染活動に参加を強いられ、住民間のトラブルの原因となっています。

3 行政・住民間の摩擦

1)「郡山市除染マニュアル」や広報では、除染に伴って生じた土砂類の一時保管場所は、学区内の公共用地（公園やスポーツ広場）を…地域の合意…の上で選定するとしています。

2)一部の地区では、町内会の役員と、郡山市の間でのみ選定が進められ、地域住民への説明会や住民集会すら開かれず、地域住民には回覧板で告知するのみです。

3)一時保管場所については、「郡山市除染マニュアル」で…人が立ち入ることがないように囲いを設け、放射性物質を含む土砂等を埋設している旨を表示…と定めながら、実際には、非表示、非公開としています。そのため、一時保管場所の周辺住民ですら、認識していない者も多数存在すると思われます。

4)その理由について、郡山市は、風評被害が生じる恐れがある、不法投棄される恐れがある、保管後の空間線量が問題ない値であるとしています。

4 問題点

1)本来、安全性の確立が不十分な除染活動は、行政が主体となって行うべきものであるにも関わらず、町内会に委ねる行為そのものが、行政の職務放棄・不作為と考えています。

2)一時保管場所の選定は、行政が主体となって行うべきものであり、このような郡山市の姿勢は行政としての責任の放棄そのものであり、更に説明責任までも放棄していると考えています。

3)一時保管場所を非表示・非公開とすることについては、合理的な事由も存在しないため、住民固有の知る権利を侵害するものと考えています。

◎ 第2 郡山市の食の安全に関する取り組みについて

1 食の安全（特に学校給食）についての当会の見解

1)原発事故から9ヶ月を経て、未だ市民は放射能による外部・内部被曝の危険性にさらさ

れ続け、市内の小中学生の多くは、外部被曝のみで既に年間 1 mSv/h を大きく上回ることが予想されています。

2) 同様に、農作物についても、東日本の各地で暫定基準値を上回る例が散見され、県内の新米については、福島市大波地区など 4 地区で収穫された玄米から暫定基準値を上回る放射線量が検出され、出荷自粛となっています。そのため、福島県では、県が実施した調査でコメから放射性物質がわずかでも検出された地区に再調査が終わるまで出荷見合わせなどを要請することについて検討に入っています。

3) このように、食の安全に対する信頼が不安視されている現状では、学校給食における食材についても同様のことが懸念され、保護者としては不安が払拭されない日々を過ごしています。

4) 学校給食の目標を達成するには、学校給食法の目的にかなった運営組織を確立すると共に、関係教職員のみならず、保護者や地域の方々の協力を得ることも重要な要素とされています。

5) 学校給食は、児童や生徒に提供されていること、基本的には児童や生徒そしてその保護者に食材選択の機会が与えられていないことから、行政には、より高いレベルでの安全性の確認と、児童・生徒そして保護者へのきめ細かな説明が求められると考えています。

2 郡山市における学校給食の現状

1) 事故発生以来、学校給食については学校側から文書による連絡は何度かありましたが、対面による説明と質疑応答の場が設けられていません。そこで、対面形式での説明や質疑応答の機会を定期的に設けてもらうことを目的として本年 12 月定例市議会に請願書を提出しました。

2) 当該請願について、文教福祉常任委員会において、賛成 3 名、反対 6 名で否決されました。主たる反対の理由は、定期的に開催することについて行政の負担が増える、不安を煽る、そして日常の中で対応すべきとのことでした。

3) 更に、全体会でも、これまで学校給食については保護者に連絡しているとの理由で、反対多数で不採択となりました。

4) 郡山市では、以前より地産地消の名の下に地元産米「あさか舞」を学校給食で使用され、平成 23 年度産新米についても、先月中旬頃から学校給食での使用を開始しています。しかし、上記 1 の 2) で既述しましたように、郡山市で収穫された新米についても県は再調査をすることとし、それまでの間の出荷見合わせについて検討している段階にも関わらず、郡山市では学校給食に提供されています。

3 問題点

1) 郡山市に住みながら子育てをする者にとって、食の安全・安心の確保は極めて重要な問題と捉えています。そのため、学校給食で提供されている食材の安全・安心の担保についても大きな関心事の一つです。

2) このような見地から、学校給食について、保護者へのより詳細な説明や質疑応答の場を設けていただきたく、標記請願書を提出しました。私たちは、単純に一保護者として、実際に子ども達に提供されている学校給食の食材等について、市の担当者よりお互いに顔が

見える状態で、詳細な説明を受け、その上で疑問点などについてお伺いしたいと考えていました。そのことにより、相互の理解が深まり、私たちの食に対する不安は払拭されるものと考えていました。

3)しかし、郡山市議会は、行政の負担増、適宜、保護者には連絡している等を事由に不採択とし、本来は市民に寄り添うべき市議会が行政に寄り添うという、すなわち、あってはならない事態と考えています。

4)また、安全性が十分に担保されていない状況下での地元産の新米（あさか舞）を漫然と学校給食で使用続ける姿勢そのものにも疑問と不安を感じえません。

◎ 第3 私たちが考える人権侵害について

1 行政の説明責任

1)安全性が確立されていない除染活動を、行政が主体となって実施せず、住民に求め、更に、除染に伴って生じた土砂類の一時保管場所の選定についても住民に委ねるなど、正に行政がその責任を放棄しています。

2)除染に伴って生じた土砂類の一時保管場所を選定するに当り、市側は一部の町内会長とのみ話し合い、周辺地域の住民への説明すら放棄しています。

3)学校給食で提供されている食材（コメ）についても、積極的に行政としての説明責任を果たそうとしていません。

2 行政の透明化

1)一時保管場所について、非表示・非公開とするなど、「郡山市除染マニュアル」を遵守しないばかりでなく、私たちの知る権利を侵害しています。

2)学校給食で提供されている食材についても、体面での説明、質疑応答の場を設けようとせず、連絡による方法のみで、学校給食法や、学校給食衛生管理基準からみても不適切そのものです。

⇒（引用開始）

1)第3（調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準）の1の(1)の四で…献立作成委員会を設ける等により、栄養教諭等、保護者その他の関係者の意見を尊重すること。…と定められています。

2)第4（衛生管理体制に係る衛生管理基準）の1の(1)の四で…校長等は、学校保健委員会等を活用するなどにより、栄養教諭等、保健主事、養護教諭等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所長等の専門家及び保護者が連携した学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、その適切な運用を図ること。…と定めています。

⇒（引用終了）

3 このような行政の説明責任の放棄、行政の不透明化は、現在の福島県に住む者にとっては、基本的な人権でもある生存権や知る権利そのものが侵害されている深刻な事態と考えています。

平成 23 年 12 月 28 日

〒110-0015

東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 3F 電話 : 03-3835-2110

ヒューマンライツ・ナウ事務局 御中

安全・安心アクション IN 郡山
代 表 野口 時子
副代表 根本 清栄

謹啓 師走の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先日は、突然にお手紙を差し上げまして申し訳ありませんでした。

さて、私たちが住んでいる郡山市には、安全な食品や生活環境の下で、夢を抱いて子どもを育てながら生活できる安全・安心の確保が急務です。

その上で、郡山市の不当な行政判断により生じています子どもの権利侵害事案について、貴会にご報告申し上げ、その上で、ご協力・ご支援賜れば幸甚に存じます。

『自主避難者への広域入所の適応について』

1 郡山市の広域入所制度について

児童福祉法第 56 条の 6 第 1 項の規定により、本市に居住する保育に欠ける児童を他の市町村にある保育所に入所させ、又は他の市町村に居住する保育に欠ける児童を本市内にある保育所に入所させる制度（広域入所）です。

2 郡山市の対応について

郡山市は、原発事故により新潟市へ自主避難している乳幼児の広域入所について、新潟市は郡山市が要請することで受け入れるとしているものの、郡山市は要綱に該当しないとして、認めません。

3 郡山市の行政判断について

下記に示します実施要綱、児童福祉法などから、郡山市の行政判断は明らかに誤っていると考えられます。

1) 郡山市は、…福祉の保障が適切に行われるよう、相互に連絡及び調整を図らなければならぬ…と児童福祉法で定められているにも関わらず、これを怠り、結果的に児童への福祉の保障が適切になされていないことになり、憲法 25 条で定めている固有の権利を侵害

するものと考えています。

2)郡山市は、児童福祉法で定めている…福祉の保障が適切に行われるよう、相互に連絡及び調整を図らなければならない…を怠っているとも言え、担当行政庁として不作為と指摘せざるを得ません。

3)郡山市保育所広域入所実施要綱の第3条（対象児童）の第1項で2つの要件を定めていますが、その(2)で…保護者が出産、病気、介護等のため、一時的に管外保育所のある市町村内に居所を定める児童…とあり、更に、同条第2項で…前項の規定にかかわらず、広域入所が必要であると市長が認めた児童については、広域入所の対象とする。…とされています。従いまして、自主避難により他の市町村に居所を定める児童は、紛れもなくこれらと同視し得るものであり、広域入所に該当するものと思料されます。

<参考法令>

◎ 郡山市保育所広域入所実施要綱 平成17年4月25日保育課

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の6第1項の規定に基づき、本市に居住する保育に欠ける児童を他の市町村にある保育所に入所させ、又は他の市町村に居住する保育に欠ける児童を本市内にある保育所に入所させること（以下「広域入所」という。）に関し必要な事項を定めることにより、広域入所の円滑な実施を図り、もって、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法第35条第3項及び第4項の規定により設置された保育所をいう。
- (2) 管外保育所 他の市町村にある保育所をいう。
- (3) 管外委託 本市に居住する保育に欠ける児童を管外保育所に入所させることをいう。
- (4) 管外受託 他の市町村に居住する保育に欠ける児童を本市内にある保育所に入所させることをいう。
- (5) 保育の実施者 法第24条第1項の規定により、保育所において保育をしなければならない者をいう。
- (6) 受入植者 管外保育所を所管する市町村長又は管外保育所の設置者をいう。

(対象児童)

第3条 広域入所の対象となる児童は、郡山市保育所条例（昭和40年耶山市条例第53号）第3条の規定に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する児童とする。ただし、本市の保育所に当該児童が入所することにより、その保護者の勤務が困難になる等の支障が生じる場合に限る。

- (1) 保護者が管外保育所のある市町村の事務所等に勤務する児童
- (2) 保護者が出産、病気、介護等のため、一時的に管外保育所のある市町村内に居所を定

める児童

2 前項の規定にかかわらず、広域入所が必要であると市長が認めた児童については、広域入所の対象とする。

◎ 児童福祉法

第五十六条の六 地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、介護給付費等、障害児施設給付費、高額障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給、第二十一条の六又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による措置及び保育の実施等並びにその他の福祉の保障が適切に行われるよう、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

◎ 日本国憲法

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

郡山市保育所広域入所実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の6第1項の規定に基づき、本市に居住する保育に欠ける児童を他の市町村にある保育所に入所させ、又は他の市町村に居住する保育に欠ける児童を本市内にある保育所に入所させること（以下「広域入所」という。）に関し必要な事項を定めることにより、広域入所の円滑な実施を図り、もって、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法第35条第3項及び第4項の規定により設置された保育所をいう。
- (2) 管外保育所 他の市町村にある保育所をいう。
- (3) 管外委託 本市に居住する保育に欠ける児童を管外保育所に入所させることをいう。
- (4) 管外受託 他の市町村に居住する保育に欠ける児童を本市内にある保育所に入所させることをいう。
- (5) 保育の実施者 法24条第1項の規定により、保育所において保育をしなければならない者をいう。
- (6) 受入権者 管外保育所を所管する市町村長又は管外保育所の設置者をいう。

(対象児童)

第3条 広域入所の対象となる児童は、郡山市保育所条例（昭和40年郡山市条例第53号）第3条の規定に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する児童とする。ただし、本市の保育所に当該児童が入所することにより、その保護者の勤務が困難になる等の支障が生じる場合に限る。

- (1) 保護者が管外保育所のある市町村の事務所等に勤務する児童
 - (2) 保護者が出産、病気、介護等のため、一時的に管外保育所のある市町村内に居所を定める児童
- 2 前項の規定にかかわらず、広域入所が必要であると市長が認めた児童については、広域入所の対象とする。

(申込手続)

第4条 広域入所を希望する保護者は、郡山市保育所規則（昭和40年規則第57号。以下「規則」という。）第1号様式による保育所入所申込書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の保育所申込書は、客観的にやむを得ない事情がある場合を除くほか、入所を希望する日の2週間前までに市長に提出しなければならない。

(承諾期間)

第5条 入所の承諾期間は、前条の保育所入所申込書の提出があった日からその日の属する年度の末日までの期間において市長が必要と認める期間とする。

- 2 承諾期間は、郡山市保育所入所事務取扱要領（平成18年12月12日制定）第6条の規定を準用する。
- 3 広域入所した児童が、入所した年度の翌年度も広域入所を必要とする場合は、延長の申し込みをすることができる。

(管外委託に係る手続)

第6条 市長は、管外委託が必要であると認めるときは、管外保育所の受入権者に対して、入所を協議するものとする。

2 前項の協議により管外保育所の受入権者が入所を承諾した場合は、市長は、規則第2号様式による保育所入所承諾書により保護者に通知するものとする。

(管外受託を行う保育所)

第7条 管外受託を行う保育所及び受入児童数は、市長が別に定める。ただし、入所協議に当たり当該保育所の入所児童数が定員を超える場合には、受け入れを行わないものとする。

(管外受託に係る手続)

第8条 管外受託に係る入所の協議があったときは、市内の保育に欠ける児童を優先して入所させた後に、希望保育所の職員配置の状況に応じて郡山市保育所入所事務取扱要領に準じて選考するものとする。

(保育の実施の解除)

第9条 保護者は、広域入所した児童について、入所の承諾期間の満了前に退所させようとするときは、児童を保育している保育所長に規則第4号様式による保育所退所届を提出しなければならない。

2 市長は、管外受託を承諾した児童について、前項の保育所退所届を受理したとき又は保育所の入所要件に該当しなくなったために保育の実施を解除したときは、規則第5号様式による保育の実施解除通知書により受入権者に通知するものとする。

(保育料)

第10条 広域入所児童に係る保育料は、保育の実施者の徴収規定に基づき、保育の実施者がこれを徴収するものとする。ただし、次に掲げる費用については、管外受託児童が保育されている保育所の設置者が徴収額を定めるとともに、これを管外受託児童の保護者から直接徴収するものとする。

- (1) 次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成19年11月30日雇児発第1130001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める事業に係る費用
- (2) 3歳以上の児童の主食に係る費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管外受託児童が保育されている保育所の設置者が必要と認める費用

(費用負担)

第11条 広域入所児童に係る保育所運営費は、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）の定めるところにより算定した額とし、保育の実施者がこれを支弁するものとする。

(国への報告等)

第12条 広域入所児童に係る保育所運営費支弁台帳及び福祉行政報告例の作成並びに国庫負担金の請求及び受領は、保育の実施者が行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保育の実施者が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月26日から施行する。

